

事務連絡

平成19年10月26日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

福祉用具使用の際の重大製品事故発生に関する注意喚起のお願いについて

介護保険事業の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

福祉用具貸与・販売の利用については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）において、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、取扱いに当たり利用者の身体の状況等に応じ適切に選定され使用されるよう、提供する福祉用具の機能、安全性等に関し点検を行うとともに、利用者の身体の状況等に応じ福祉用具の調整を行い、使用方法等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、使用方法の指導を行うこととされております。

また、福祉用具貸与・販売サービスの提供による事故が発生した場合は、市町村、当該利用者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、採った処置についての記録、損害賠償等を行うこととされています。

今般、標記について経済産業省商務情報政策局より依頼がありましたので、別添の内容に留意しつつ、改めて福祉用具貸与・販売の適切な利用がなされるよう、御理解・御協力いただくとともに、管下の市町村及び関係団体等に対しても注意喚起下さいますようお願いいたします。

担当

厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修係

電話 03-5253-1111 (内3985)

平成19年10月26日

厚生労働省老健局 御中

経済産業省商務情報政策局

サービス産業課医療・福祉機器産業室

製品安全課製品事故対策室

高齢者等の要介護者等における重大製品事故発生に関する注意喚起  
のお願いについて

製品安全行政の推進に日頃よりご理解・ご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、本年5月14日より改正消費生活用製品安全法が施行され、消費生活用製品に関する死亡、重傷事故等に関しては、製造事業者・輸入事業者から国に対する報告書の提出が義務付けられたところですが、これまでに当省が製造事業者等から受けた事故報告によると、高齢者、要介護者等が車いす、歩行補助車、介護ベッド手すり等の福祉用具を使用している際における重大製品事故（死亡、治療期間が1ヶ月以上の負傷、火災、一酸化炭素中毒）の発生が少なくないことが明らかになっております。このため当省としては、製品事故の再発防止を図るべく、重大製品事故の公表を通じて使用者等への注意喚起を図っていることに加え、福祉用具そのものの安全性が十分に確保されていることが重要であることから、福祉用具の製造事業者等の関係団体に対して、高齢者等における事故の発生事例をホームページへ公表し、製品の安全性確保に一層取り組んでいただくよう周知を図ったところであります。

これらの製品事故は、介護の現場で使用されている製品が多いことから、介護施設の関係団体等を通じ介護の現場に向けて、事故事例の紹介を通じた注意喚起を図っていただきたく、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

以上